

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

デジタル庁

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	85.5%
任期の定めのない常勤職員以外の職員 (うちデジタル人材)	69.0% (89.2%)
全職員	72.9%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

※ 国の機関における「任期の定めのない常勤職員」の基本給については、法律に定める俸給表等に基づき決定されており、同一の級・号俸であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
指定職相当	—
参事官・企画官相当職	110.9%
参事官補佐相当職	101.0%
主査相当職	91.8%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	—
31～35年	91.8%
26～30年	95.7%
21～25年	93.7%
16～20年	105.0%
11～15年	90.0%
6～10年	102.2%
1～5年	85.5%

※役職段階の考え方は以下のとおり。

「指定職相当職」: 指定職俸給表相当の適用を受ける職員

「参事官・企画官相当職」: 行政職俸給表(一)7級から10級相当職の職員

「参事官補佐相当職」: 行政職俸給表(一)5級及び6級の職員

「主査相当職」: 行政職俸給表(一)3級及び4級の職員

※勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。